

令和2年1月7日
庁議資料

令和元年12月17日

狛江市長

松原 俊雄 様

狛江市ごみ半減推進審議会

会長 村上 義則

令和2年度狛江市一般廃棄物処理実施計画の策定について（中間答申）

平成31年2月19日付け狛環清発第000122号にて狛江市長より諮問のあった「狛江市一般廃棄物処理実施計画の検証及び策定について」については、本審議会において精力的に審議を重ねた結果、中間答申として取りまとめたので、別紙のとおり答申いたします。

狛江市ごみ半減推進審議会委員

会 長	村 上 義 則
副会長	榎 本 正 樹
委 員	加 藤 慎次郎
委 員	加 古 厚 志
委 員	勝 又 壽美江
委 員	杉 田 三枝子
委 員	大 門 ミサ子
委 員	濱 恵 子
委 員	森 山 和 子
委 員	清 水 明

狛江市ごみ半減推進審議会の中問答申について

1 諮問内容

(1) 一般廃棄物処理基本計画の改定及び改定に伴う今後のごみ処理のあり方について

(2) 一般廃棄物処理実施計画の検証及び策定について

2 中問答申内容

諮問内容の(2)に対して令和2年度の一般廃棄物処理実施計画の答申

3 審議期間及び回数

- ・ 審議期間

平成31年2月19日から令和元年10月29日まで

- ・ 審議回数

5回

狛江市一般廃棄物処理実施計画(案)
(令和2年度)

令和元年12月
狛江市ごみ半減推進審議会

目 次

1. 一般廃棄物処理基本計画と
一般廃棄物処理実施計画の位置付けと目的・・・・・・・・・・ 1
2. 一般廃棄物の種類・分別の区分、
発生量及び処理量見込み、処理方法に関すること・・・・・・・・ 2
3. 市が行う廃棄物の収集運搬及び処分の方法、
占有者又は事業者の協力義務に関すること・・・・・・・・ 3・4
4. 一般廃棄物の減量のための方策・・・・・・・・・・ 5～9
5. し尿処理計画・・・・・・・・・・ 10
6. 処理施設の概要・・・・・・・・・・ 10・11
7. その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項・・・・・・・・ 11
8. 狛江市一般廃棄物処理実施計画で使用している用語解説・・・・・・・・ 12～15
9. 一般廃棄物処理実施計画の達成状況の検証（平成 29・30 年度実績）・・・・ 16～22

1. 一般廃棄物処理基本計画と一般廃棄物処理実施計画の位置付けと目的

一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）は、平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年間を計画期間とした、清掃行政の基本方針を示す計画として策定されています。

これまでの一般廃棄物処理実施計画は、基本計画の計画期間を 3 期に区切り、段階的に分けて施策を示し、継続的に達成状況を検証して実効性の確保に努めてきましたが、社会状況の変化に必要な対応を的確に行うため、速やかに施策に反映させる年度の計画に、平成 28 年度から変更しました。

①一般廃棄物処理基本計画、一般廃棄物処理実施計画、一般廃棄物処理実施計画（まとめ）について

（矢印：各計画年度を図示）

年度 (平成・ 令和)	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31・元	2
基本計画											
実施計画											
実施計画 (まとめ)											

※一般廃棄物処理基本計画（基本計画）、一般廃棄物処理実施計画（実施計画）

2. 一般廃棄物の種類・分別の区分、発生量及び処理量見込み、処理方法に関すること

一般廃棄物の種類		※発生量見込み 年度（令和）・重さ（t）	収集運搬 主体	中間処理		最終処分	
		2年度		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
ご み	可燃ごみ	11,048	市 (委託)	クリーン センター 多摩川	焼却	東京たま 広域資源 循環組合	エコ セメント化
	不燃ごみ	814			破碎後 焼却		
	発火物			民間業者に委託			
	有害ごみ			14	民間業者に委託		
	粗大ごみ	297		—	クリーン センター 多摩川	破碎後 焼却	東京たま 広域資源 循環組合
	持ち込み (可燃ごみ)	1,477	焼却				
資 源 物	ビン	610	市 (委託)	狛江市 ビン・缶 リサイクル センター	選別・減容	民間業者に委託	
	缶	211					
	古紙	2,783		民間業者に委託			
	古布	251	市 (委託)	狛江市 ビン・缶 リサイクル センター	選別・減容	民間業者に委託	
	ペットボトル	206					
	ガラス・陶磁器	59		民間業者に委託			
	金属	32		民間業者に委託			
	植木せん定枝	120		民間業者に委託			
使用済み小型家電	64	民間業者に委託					
し尿（仮設のみ）			市 (委託)	クリーン センター 多摩川	水処理・希 釈後下水道 へ放流	東京たま 広域資源 循環組合	エコ セメント化
小動物死体					民間業者に委託		

※発生量すべてを処理するものとする。

※基本計画より（発生量見込みについては、基本計画を尊重）

3. 市が行う廃棄物の収集運搬及び処分の方法、占有者又は事業者の協力義務に関すること

(1) 一般廃棄物等（し尿、動物の死体を除く）

ア 処理対象のごみ

種類	収集及び運搬の方法	処理及び処分の方法	市民の協力義務等	
可燃ごみ	市が戸別方式*により、原則として週2回収集する	中間処理（焼却）した後、エコセメント化を行う	粕江市廃棄物の再利用の促進及び処理に関する条例（以下「条例」という。）第49条第1項の規定に基づく指定収集袋を使用して排出しなければならない	
不燃ごみ	市が戸別方式により、原則として月2回収集する	中間処理（破碎後焼却）した後、エコセメント化を行う	条例第49条第1項の規定に基づく指定収集袋を使用して排出しなければならない	
発火物	市が戸別方式により、原則として月2回収集する	民間業者で処理する	中身を空にし、ビンと一緒にコンテナに入れて排出する	
有害ごみ	市が戸別方式により、原則として月2回収集する	民間業者で資源化・最終処分を行う	蛍光灯は購入した際の容器に入れ、乾電池等水銀を含んだものは中身の見える袋に入れて排出する	
粗大ごみ	市民からの連絡に基づき、市が戸別方式により収集する	中間処理（破碎後焼却）した後、エコセメント化を行う	清掃課に連絡し、条例第49条第1項の規定に基づく処理手数料を納付し、指定日に自宅玄関前等に排出する	
資源物	ビン	市が戸別方式により、原則として月2回収集する	民間業者に再生可能な資源として売払い、処分する	ふたを外し、水洗いしてコンテナに入れて排出する
	缶	市が戸別方式により、原則として月2回収集する	民間業者に再生可能な資源として売払い、処分する	水洗いし、つぶさずにコンテナに入れて排出する
	古紙	市が戸別方式により、原則として週1回収集する	民間業者に再生可能な資源として売払い、処分する	紐で束ね、又は紙袋等を使用して排出する
	古布	市が戸別方式により、原則として週1回収集する	民間業者に再生可能な資源として売払い、処分する	紐で束ね、又は中身の見える袋に入れて排出する
	ペットボトル	市が戸別方式により、原則として月2回収集する	民間業者に再生可能な資源として売払い、処分する	ふたを外し、ラベルをはがし、水洗いして、つぶしてコンテナに入れて排出する
	ガラス・陶磁器	市が戸別方式により、原則として月2回、ビンと併せて収集する	民間業者に再生可能な資源として売払い、処分する	コンテナに入れて排出する
	金属	市が戸別方式により、原則として月2回収集する	民間業者で資源化・処理をする	コンテナに入れて排出する
	植木せん定枝	市民からの連絡に基づき、市が戸別方式により、原則として週2回収集する	民間業者で資源化・処理をする	清掃課に連絡し、おおむね長さ1メートル以下、太さ10センチ以下の枝のみを束ね、又は袋に入れて表示して指定日に排出する
	使用済み小型家電	市民の持ち込みにより回収する	民間業者で資源化・処理をする	市が指定した品目を、市内10箇所の公共施設又は、市が指定した日時及び会場に市民が自ら持ち込む

※戸別方式とは、各住戸の敷地と道路（私道を含む。）の境界付近の当該敷地内で回収を行うこと。ただし、集合住宅の場合は、当該集合住宅の敷地内に設けられた集積所からの回収を行うこと。

イ 集団回収

種 類	収集及び運搬の方法	処理及び処分の方法	市民の協力義務等
ビン、缶、古紙、古布、ペットボトル、金属、使用済み小型家電等	排出者が資源回収業者に委託し、団体ごとの所定の場所で収集を行う	資源回収業者等が資源化する	最初に、市に集団回収の実施を申請する。次に、市に登録された資源回収業者に申込みを行う。分別・排出方法等は、業者と協議しその指示に従わなければならない

ウ その他のごみ

種 類	収集及び運搬の方法	処理及び処分の方法	市民の協力義務等
一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物	一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて市が収集する	事業者が自らの責任で処分するもののほかは、種類に応じて、中間処理(焼却)した後、最終処分又は資源化する	市が収集する場合は、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみに分別し、可燃ごみ及び不燃ごみについては、条例第 49 条第 1 項に規定する指定収集袋を使用して排出しなければならない

※備考 廃棄物の区分のうち、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 4 項第 1 号に規定する廃プラスチック類（原則として、プラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。）並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 2 条に規定する廃棄物のうち、紙くず、木くず、金属くず（廃油等が付着しているものを除く。）ガラスくず及び陶磁器くずをいう。

(2) し尿

種 類	収集及び運搬の方法	処理及び処分の方法	市民の協力義務等
し尿	事業者から委託業者へ直接連絡、委託業者が仮設便所から随時収集する	し尿処理施設で処理する	排出者は、条例第 49 条第 1 項の規定に基づく処理手数料を納付しなければならない

(3) 動物の死体

種 類	収集及び運搬の方法	処理及び処分の方法	市民の協力義務等
動物の死体	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほか、市が各戸及び路上から随時収集する	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほか、火葬により処分する	占有者又は管理者が自らの責任で処分をできないときは、条例第 49 条第 1 項の規定に基づく処理手数料を納付しなければならない

4. 一般廃棄物の減量のための方策

平成23年2月に策定した基本計画では、「資源循環型社会の推進」を基本理念としており、これを達成するため市民・事業者・行政が相互に連携しそれぞれの役割と立場に応じて努力していく必要があります。

『発生・排出抑制と資源化の推進』『環境にやさしいごみ処理とごみ処理の効率化の推進』『適正処理の促進と最終処分場の負荷低減の推進』『環境学習と啓発活動の推進』を実施していくことでごみの減量を図ります。

令和2年度の重点的な取り組みとしては、基本計画に掲げる重点的な取り組み項目の中から以下の取り組みを実施します。

第1節 発生抑制・排出抑制・資源化計画

施策	施策内容
1 市民協働の体制	
ごみ半減推進審議会	ごみ半減推進審議会を開催し、一般廃棄物の減量等に関する施策など、各方面からの幅広い視点による意見を求めます。
市民グループの支援・育成	ごみ減量につながる活動をしている市民グループへの支援を行うとともに市民と協働して、市民向けの活動を支援します。
①古布の有効利用	古布を有効利用する団体に対して、ビン・缶リサイクルセンターの会議室等を提供し、各団体による定期的な講習会などの活動を支援します。
②生ごみの減量	生ごみの堆肥化を行う団体に対して、ビン・缶リサイクルセンターの会議室等を提供し、実践的な生ごみ堆肥作りの講習会を実施します。
③おもちゃの修理	おもちゃの修理を行う団体に対して、ビン・缶リサイクルセンターの会議室等を提供し、おもちゃの修理を行うことにより、幼児期における物を大切にすることを育みます。
④フードロスの削減	フードバンク活動を行う団体に対して、市民から食品寄贈を募る会場として、ビン・缶リサイクルセンターの会議室等を提供し、活動を支援します。
学習機会の充実	<p>ごみに関する学習機会を充実させるため、ビン・缶リサイクルセンターの施設見学の受入れを行います。また、クリーンセンター多摩川や二ツ塚処分場等、ごみに関連する施設の紹介や見学会を行い、ごみ減量意識の啓発に努めます。</p> <p>狛江市立小学校4年生を対象に、授業としてクリーンセンター多摩川の施設見学（社会科見学）を実施し、狛江市のごみ処理の現状を理解することで、ごみ減量意識を高め、環境負荷の低減に自ら取り組むように啓発活動を継続していきます。</p> <p>三多摩はひとつなり交流事業を通して、夏休みに親子で狛江市のごみ処理の現状を理解することでごみ減量意識を高め、環境負荷の低減に自ら取り組むように啓発を実施します。</p>
情報交流・普及啓発の充実	ビン・缶リサイクルセンターを活動の場としている市民活動団体の、ごみに対する情報交流の場として作品展示会を実施します。
活動拠点の整備	ごみ減量につながる取り組みを実施する活動団体に対して、ビン・缶リサイクルセンターの会議室等を提供し、活動を支援することで、ごみ減量の啓発に努めます。

施 策	施 策 内 容
2 制度化による仕組みづくり	
拡大生産者責任の制度化の必要性	東京都を通じて、国に対して拡大生産者責任に基づく資源循環制度の確立を要請するとともに、販売店に、自主回収の拡大を要請していきます。
各種リサイクル制度の改善	家電リサイクル法は、リサイクル料金を後払いにしたため不法投棄を呼ぶ結果となっています。市としても国、東京都に改善の働きかけを行っていきます。また、その他の各種リサイクル制度の改善についても、生産者側に自主的な回収の取り組みを要請していきます。
市民・事業者・行政の協働する制度の推進	各自がそれぞれの役割を理解し、ごみの減量を進められるよう、取り組みが効果を得ることができるような情報提供を行っていきます。
廃棄物処理の適正化対策	狛江市薬剤師会で実施している『使用済注射針回収事業』を支援していきます。適正処理について、関連機関と調整しながら行っていきます。
環境に配慮した行動	グリーン製品の調達を推進し、環境負荷の低減を図っていきます。

施 策	施 策 内 容
3 消費行動を通じた仕組みづくり	
ごみを持ち込まない消費行動の普及	4Rのうち、ごみそのものを発生させない取り組み、3つのR（リフューズ、リデュース、リユース）に対する取り組みについて啓発していきます。ごみの発生抑制のため、マイバックやマイボトルを持ち歩くライフスタイルの提案や、節約レシピ・エコクッキングなど誰もが取り組むことができるごみ減量方法を紹介していきます。
1日1人当たりの排出量（可燃ごみ）	2年度目標・・・427g
環境学習を通じたごみ減量意識の促進	ごみの減量化・資源化を進めるため、施設見学、出前講座、組成分析実施の際に、ごみと資源物の出し方等に関連する情報を提供していきます。また、若年層に対するごみ減量に関する啓発の取り組みとして、小学生を対象とするポスターコンクール、中学生を対象とする標語コンクールを実施していきます。

施 策	施 策 内 容
4 販売店との協力体制の推進	
販売店の取り組みの現状把握	スーパー等の店舗におけるごみ減量の取り組みを把握するとともに、市民に向けてリサイクル回収品目等の情報を提供していきます。大型店舗の出店時には、ごみ減量への取り組みとリサイクル体制への協力を要請していきます。
発生抑制・減量化	ごみ減量の出前講座や、4Rに関する取り組み行動をクイズ形式で回答し、楽しみながら学習することで、4Rの周知、啓発を図ります。ごみ減量と資源化につながる日常生活での行動を理解することで、発生抑制とごみ減量意識の向上を促進します。

施 策	施 策 内 容
5 多様なリサイクルルート確保	
資源物集団回収事業	集団回収による団体数の増加に向けた取り組みを継続し、団体数の増加に努めます。
植木せん定枝	家庭から出される植木せん定枝を収集し、資源化する事業を継続します。
各種リサイクル	<p>法令等に規定のある品目のリサイクル方法について、狛江市ごみ・リサイクルカレンダー等を活用して、排出方法を啓発していきます。</p> <p>小型家電リサイクル法に基づく、使用済み小型家電製品の回収を実施し、国の動向を踏まえて、ごみ減量と資源化の推進の取り組みに努めます。</p> <p>小型生ごみ処理容器「ベランダ de キューロ・ミニ」の普及・啓発に努めます。</p> <p>使用済み小型家電のうち、貴金属類の含有率が高い製品の資源化について、障がい者就労支援施設での作業に協力することにより、障がい者の社会参加促進に協力していきます。</p>

施 策	施 策 内 容
6 災害廃棄物処理計画	
災害廃棄物処理計画改定に向けた準備	環境省・東京都の災害廃棄物処理計画等を参考に、改定に向けた準備を進めていきます。
自治体・一部事務組合及び国・都との情報共有・連携	多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携に向けて、情報の共有に取り組んでいきます。
収集業者との協力	市委託収集業者との協力事項について、契約時の仕様書に記載することを検討します。
災害発生時を想定した、し尿処理訓練の実施	災害発生時のし尿処理訓練については、引き続き東京都下水道局、委託業者とともに、し尿処理訓練を行い、災害発生時に備えます。

第2節 収集・運搬計画

施策	施策内容
1 収集運搬体制の推進	
戸別収集	排出者責任を明確にするため、戸別収集体制を継続します。
収集頻度の適正化	現状 14 分別である収集形態や頻度が適切かを、収集運搬業者と連携を図りながら適正化に努めます。 適正排出によるごみと資源物の分別収集を徹底するために、ごみ減量、資源化の意識の向上を図ります。また、紙媒体や電子媒体などにより啓発活動を進め分別徹底の周知を図ります。
収集業者との連携	ごみ減量につながる適正な排出指導を継続します。資源物の持ち去り禁止条例により、収集業者と連携して、持ち去り行為を行う車両情報等を共有し、パトロール等による防止を継続します。資源物の適正排出による、ごみ出しルールの徹底に努めます。災害発生時の収集運搬体制についての検討を進めます。
適正な一般廃棄物の許可	事業系一般廃棄物の許可については、発生量に応じた適正な処理の継続的かつ安定的な実施が必要なため、20 件を上限とし、一般廃棄物許可申請の手引の許可要件を満たし、市内に作業場所を有することを条件としています。

施策	施策内容
2 分別収集体制の推進	
家庭ごみ有料化の検証	ごみ半減推進審議会で、ごみ処理に係る経費の検証や組成分析調査等を活用し、さらなるごみ減量につながる施策等について、検討していきます。
組成分析調査による検討	
① 資源物	可燃ごみに含まれる古紙、不燃ごみに含まれる使用済み小型家電製品の減少を図るため、分別排出徹底やイベント実験回収等について、情報提供をしていきます。小売店における資源物等の店頭回収を働きかけます。
② プラスチック	クリーンセンター多摩川でのサーマルリサイクル体制を維持します。 ただし、温暖化効果ガス発生抑制のための国際的な取り決めによる数値目標やクリーンセンター多摩川の施設更新及び今後の処理技術の進展等を踏まえて検討していきます。
③ 発火物	発火物が原因となる収集車両やクリーンセンター多摩川での出火が発生していることから、有害物の分別排出徹底を周知し、事故の発生防止に努めます。 事故防止の観点から、有害物はクリーンセンター多摩川に搬入せず、独自処理を継続します。
不法投棄対策	不法投棄した者を特定するように努め、特定された者への分別及び排出指導を継続します。不法投棄防止対策のために現地に職員が赴き、土地管理者と調整して看板設置場所や各種装置設置場所などの助言を行います。
持ち去りパトロールの実施	随時パトロールを実施します。 今後も、パトロールを実施することで、市民・事業者・関係部署と協力して、持ち去り防止対策に取り組んでいきます。
スマートフォン用アプリ等を活用した周知の実施	スマートフォン用アプリや SNS を活用して、ごみ分別やごみ排出日などの情報を提供することで適正排出を進めていきます。

第3節 中間処理・最終処分計画

施 策	施 策 内 容
1 安定的な中間処理体制の推進	
狛江市ビン・缶 リサイクルセンター	市内唯一の中間処理施設としてビン・缶・ペットボトルの資源化処理を継続するため、計画的な修繕と設備更新を実施していきます。
クリーンセンター 多摩川	多摩川衛生組合構成市である稲城市・府中市・国立市・狛江市の4市で、今後の修繕計画等について調整を行い、安定稼働を継続していきます。 また、市内のごみは稲城市にあるクリーンセンター多摩川で処理されている現状を市民に広く知ってもらうための広報活動を推進します。

施 策	施 策 内 容
2 埋立処分ゼロの維持	
東京たま広域資源 循環組合	クリーンセンター多摩川から搬出し持ち込まれた焼却灰は、全量エコセメント化することで、埋立処分量はゼロとなっています。今後もごみ減量を進め、焼却灰の持込量の減量に努めます。公共事業等でエコセメント製品の活用に努めます。 最終処分場により安定的にごみ処理が行われている現状を広く市民に理解してもらい、ごみ減量への取り組みを推進していきます。

5. し尿処理計画

し尿は多摩川衛生組合敷地内に設置しているし尿処理施設で処理しており、この安定稼働を継続します。狛江市では浄化槽人口、汲取り人口ともにゼロとなっていますが、工事現場等に設置する仮設トイレの汲取りを委託しています。災害時はこの委託業者と協力し、対応を行います。

6. 処理施設の概要

【狛江市ビン・缶リサイクルセンターの概要】

所在地	狛江市岩戸北一丁目1番11号
稼働開始	平成6年11月
処理能力	4.9 t/日
処理方法	ビン (コロラインによる手選別)
	缶 (アルミ缶・スチール缶を機械選別後、圧縮処理)
	ペットボトル (手選別後、減容・圧縮処理)

【多摩川衛生組合 クリーンセンター多摩川 (ごみ焼却処理施設) の概要】

所在地	稲城市大丸1528番地
稼働開始	平成10年4月
焼却能力	450 t/日 (150 t/24h × 3基) ストーカ式全連続燃焼
灰溶融炉	25 t/日 (25 t/24h × 2基) アーク式電気溶融 (平成28年度で休止)
粗大・不燃ごみ処理施設	50 t/5h × 1基 回転衝撃式

【多摩川衛生組合 クリーンセンター多摩川 (し尿処理施設) の概要】

所在地	稲城市大丸1528番地
稼働開始	平成14年4月
処理能力	23.4kl/日
処理方法	好気性生物処理、希釈放流
し尿残さ及び汚泥処理方法	クリーンセンター多摩川で焼却

【東京たま広域資源循環組合 エコセメント化施設の概要】

所在地	西多摩郡日の出町大字大久野7642番地 (二ツ塚処分場内)
稼働開始	平成18年7月
処理能力	焼却灰処理量約300 t/日・エコセメント生産量約430 t/日

【東京たま広域資源循環組合 二ツ塚処分場の概要】

所在地	西多摩郡日の出町大字大久野7642番地 (二ツ塚処分場内)
稼働開始	平成10年4月
廃棄物埋立容量	約250万m ³

【株式会社鈴徳 児玉工場の概要】

所在地 埼玉県児玉郡神川町八日市647番地
 処理対象 使用済小型家電製品

【株式会社リーテム 東京工場の概要】

所在地 大田区城南島三丁目2番9号
処理対象 使用済小型家電製品

【株式会社アルフォ 城南島飼料化センターの概要】

所在地 大田区城南島三丁目3番2号
処理対象 食品廃棄物

【オリックス資源循環株式会社 寄居工場の概要】

所在地 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地
処理対象 一般廃棄物

【宗教法人慈恵院附属多摩犬猫霊園の概要】

所在地 府中市浅間町二丁目15番地1
処理対象 小動物の死体

【野村興産株式会社 イトムカ鉱業所の概要】

所在地 北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1
処理対象 廃乾電池・廃蛍光管

【株式会社フジコー 白井再資源化センターの概要】

所在地 千葉県白井市折立31番地1
処理対象 食品廃棄物

【ガラスリソーシング株式会社 本社工場の概要】

所在地 千葉県銚子市春日町740番地の1
処理対象 ガラス・陶磁器

【長沼商事株式会社 第1工場・第2工場の概要】

所在地 埼玉県所沢市林一丁目306番地の7・308番地の10
処理対象 スプレー缶・ライター

7. その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(1) 狛江市ごみ半減推進審議会

条例第7条の規定に基づき、一般廃棄物の発生の抑制及び減量、再利用の促進及び適正な処理に関する事項を審議する。

(2) 狛江市ごみ半減推進員

条例第8条の規定に基づき、自治会やごみ減量等に取り組む団体、市内事業所や市民等の中から委嘱する。推進員は、一般廃棄物の発生抑制及び減量、再利用の促進及び適正な処理に対する地域住民への啓発を行うこと、一般廃棄物の分別及び適正な排出に関し、地域住民に指導助言すること、不法投棄に関し、市に連絡すること等を通して市に協力する。

8. 狛江市一般廃棄物処理実施計画で使用している用語解説

あ行

○一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物をいう。一般家庭の日常生活に伴って生じた家庭廃棄物と、事業に伴って生じた事業系一般廃棄物に区分される。

○エコセメント

ごみの焼却灰を材料にして作ったセメント。

○エコクッキング

材料を無駄なく使って料理すること。

○SNS（エス・エヌ・エス）

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。幅広いコミュニケーションを取り合うことを目的としたコミュニティ型のWebサイトのこと。

か行

○家電リサイクル法

「特定家庭用機器再商品化法」の略称。テレビ、冷蔵庫（冷凍庫含む）、エアコン（室外機含む）、洗濯機（衣類乾燥機含む）の家電を対象に、消費者にはリサイクル料金と収集運搬費用の負担、小売業者には商品の引き取り、製造業者等には再商品化等の実施をそれぞれ義務付け、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的としている。

○環境基本法

環境保全についての基本理念を示す法律。

○環境負荷

環境に与えるマイナスの影響を指す。特に人的に発生する環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。

○拠点回収

リサイクルボックスから資源物を回収すること。

リサイクルボックスとは、商店街・市役所・各地域センター等に市民が資源物を持ち込むことができるステンレス製の箱型の入れ物のこと。

○グリーン購入法

「国等による環境物品等の調達推進に関する法律」の略称。国、独立行政法人、地方公共団体等による環境物品等の調達推進及び環境物品等に関する情報の提供、その他の環境物品等への需要の転換を促進することを目的としている。

○グリーン製品

環境配慮型製品。現在、各企業で、自社基準を制定し基準をクリアした製品。

○建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の略称。建設工事や解体工事で発生する特定建設資材の再資源化等の促進を図るため、分別やリサイクルを義務付けている。

○小型家電リサイクル法

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の略称。使用済小型電子機器等に利用されている金属・その他の有用な資源物の再資源化を促進することを目的としている。

○古布再生

自宅で不要となった洋服等を使用して、新しい製品を作成すること。

○戸別収集

ごみ・資源物を各戸の道路に面する敷地内に出す方法をいう。

ごみ等の分別やごみ出しの時間などのルールが比較的守られることや、ごみを出した人の責任の所在が明確になるといった利点がある。

○狛江市廃棄物の再利用の促進及び処理に関する条例

狛江市の廃棄物の再利用を促進するとともに、適正に処理するための条例。

○ごみ半減推進審議会

市民・事業者・学識経験者・市職員等により構成され、市長の諮問に応じて、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項について審議・答申を行う機関のこと。

さ行

○災害廃棄物処理計画

災害時における廃棄物の処理を迅速、安全、かつ衛生的に行うことを可能にするために策定するための計画。

○最終処分

ごみの焼却灰を埋立等により最終処分場で処分すること。

○裂き織り

古い布を細長く裂いて、糸にして織った厚手の織物。

○サーマルリサイクル

廃棄物を焼却する際に発生する熱を利用すること。現在の利用方法は高温水をつくり、稲城市立病院へ供給している。また、発電をしてクリーンセンター多摩川の工場内の電力として利用し、あまったものは売電している。

○三多摩はひとつなり交流事業

東京たま広域資源循環組合組織団体（25市1町）が最終処分場の現状を住民に理解してもらうため、廃棄物を排出する側と搬入される側との相互交流を目的とした事業。

○資源循環

製品等の廃棄する量を減らし、再使用・再利用すること。そのことにより、環境への負荷を軽減すること。

○資源有効利用促進法

「資源の有効な利用の促進に関する法律」の略称。パソコンや充電式電池などについて、メーカーの取り組みを中心に資源の有効利用を図ることを目的としている。

○自動車リサイクル法

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の略称。自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の再資源化等の促進を図ることを目的としている。

○収集運搬許可業者

狛江市で、事業系一般廃棄物を収集できる許可を取得している業者。

○集団回収

自治会・町会・管理組合・市民団体等が、資源物を直接業者に引き渡すことをいう。

○循環型社会

大量生産・大量消費の社会に代わり、製品の再利用や再資源化等を進めて新たな資源投入を抑制し、環境への負荷を軽減する社会をいう。

○循環型社会形成推進基本法

環境基本法の基本理念に則り、循環型社会の形成についての基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

○食品リサイクル法

「食品循環資源の再利用等の促進に関する法律」の略称。食品製造加工業者や飲食店、ホテル等から排出される食品廃棄物について、飼料や肥料に再利用し、食品廃棄物の再利用等の促進を図ることを目的としている。

○ステーション

複数の家から排出されるごみ等を1か所に集めてある場所をいう。

○組成分析

ごみの内容を選別し、重量を測定し内容を把握すること。

た行

○中間処理

廃棄物を最終処分する前に分別・減容・無害化・安定化などの処理をすること。

○中間処理施設

上記の中間処理をするための設備を備えた施設のこと。

○チップ

家庭等から出た植木せん定枝を細かく砕いたもの。主に土壌改良剤として利用されている。

○出前講座

市民等が構成する団体が主催する学習会へ職員等が出向いて、説明すること。

は行

○廃棄物

廃棄物とは、占有者自らが利用し、または他人に有償で売却することができない不要となった物をいい、ごみ、燃え殻、汚泥、廃油など、固形状または液状のものと定義されている。廃棄物は一般家庭等から出る一般廃棄物（事業系一般廃棄物を含む）と、事業活動に伴い発生する産業廃棄物に区分される。

○廃棄物処理法

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の略称。廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

○ピックアップ回収

狛江市の場合は、回収した粗大ごみ等から小型家電製品等を資源化するために抜き取ること。

○ベランダ de キューロ

透明の天板の付いた容器に黒土を入れ、黒土に生ごみを埋めることで、黒土に生息する細菌が生ごみを分解するもの。特徴として、電気や特殊な菌などを使用しないで、時間の経過とともに生ごみが消えるため、管理する手間が少なく済むことがあげられる。

ま行

○持ち去り禁止対策

市又は市長が指定する者以外の者が狛江市一般廃棄物処理実施計画で定める場所に分別排出された特定の資源物を無断で収集又は運搬する行為を禁止するための対策。狛江市では、平成 28 年 4 月 1 日条例施行、同年 7 月 1 日からは、警告・命令に従わない場合は、氏名等の公表、20 万円以下の罰金を科す罰則を施行している。それらの持ち去り行為を防ぐために行っているパトロールやチラシ配布、ホームページ・フェイスブック・ツイッター・デジタルサイネージによる宣伝などの啓発活動のこと。

や行

○容器包装リサイクル法

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の略称。ビン・缶・ペットボトルなどの容器包装のリサイクルの促進を図ることを目的としている。

○4 R

廃棄物等の発生回避（Refuse：リフューズ、ごみになるものを買わない、断ること。）、発生抑制（Reduce：リデュース、廃棄物になる量を抑制すること。）、再使用（Reuse：リユース、資源として再び使用すること。）、再生利用（Recycle：リサイクル、資源として再び利用すること。）を総称して、アルファベットの頭文字から 4 R という。

ら行

○リサイクルルート

ごみとして排出された物を資源物として再利用や再生するための仕組みをつくるための取り組み。この実施計画では、いままで中間処理施設で焼却していたものを新たに資源化するための取り組みのこと。

○リターナブル・ビン

使用後に回収し、殺菌洗浄後に再び製品を詰め直すという過程を繰り返して、使用するビンのこと。ビールビン、一升ビンなど。

○レアメタル

産出量が少ないか抽出が困難な稀少金属の総称。小型家電や充電電池等に使用されている。

わ行

○ワンウェイ・ビン

再使用を前提としないビンのこと。回収されると、粉碎されてカレット状にして、別の用途（道路路盤材・建設用資材）に使用されている。菓のビン、ワインのビンなど。

9. 一般廃棄物処理実施計画の達成状況の検証（平成 29・30 年度実績）

【重点施策の検証】

施策	施策内容	現 状 ・ 実 績								
ごみの減量	ごみの有料化による減量効果の持続への取り組み	<p>使用済み小型家電の年3回のイベント実験回収と粗大ごみからのピックアップ〔選別抜き取り〕を実施した。平成29年度に60t、平成30年度に65tの資源化を行った。</p> <p>◆ごみ排出量の推移</p> <table border="1"> <tr> <td>27年度</td> <td>20,473 t</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>20,171 t</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>20,147 t</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>20,041 t</td> </tr> </table>	27年度	20,473 t	28年度	20,171 t	29年度	20,147 t	30年度	20,041 t
	27年度	20,473 t								
	28年度	20,171 t								
29年度	20,147 t									
30年度	20,041 t									
市民グループの支援・育成の強化	<p>あいとぴあセンターで活動していた、こまえおもちゃ病院を、平成26年8月よりビン・缶リサイクルセンターで毎月第1・3木曜日に開催。毎年6月頃に開催している古布団体の展示会をリサイクル展示会として範囲を広げての展示となった。</p>									
情報提供とごみ減量方法のPRの強化	<p>こま eco 通信・SNS での情報提供とごみ処理過程を種別ごとにホームページにて新たに紹介することにした。</p>									
資源化の推進	リサイクルルートの確保	<p>集団回収参加団体増加のため、町会自治会総会で紹介と勧誘を実施。マンションについては郵送での勧誘を実施した。</p> <p>◆集団回収参加団体の推移</p> <table border="1"> <tr> <td>27年度</td> <td>121 団体</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>122 団体</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>125 団体</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>125 団体</td> </tr> </table>	27年度	121 団体	28年度	122 団体	29年度	125 団体	30年度	125 団体
27年度	121 団体									
28年度	122 団体									
29年度	125 団体									
30年度	125 団体									
安定的なごみ処理体制の維持・管理	クリーンセンター多摩川(多摩川衛生組合)の安全で安定的な処理実施	<p>安定的にごみ処理を進めていくために、処理施設の延命化工事を令和5年度頃の実施予定。</p>								

【個別施策の検証】

施策	施策内容	現 状 ・ 実 績																																
市民協働の体制づくり	ごみ半減推進審議会	<p>第10期ごみ半減推進審議会は平成28年2月に発足し、諮問事項の審議を行い、平成29年1月に狛江市一般廃棄物処理実施計画（29年度）について市長に中間答申した。平成30年度中の11期ごみ半減推進審議会の発足に向け準備を行った。</p> <p>◆審議会開催回数</p> <table border="1"> <tr> <td>27年度</td> <td>7回</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>6回</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>0回</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>1回</td> </tr> </table>	27年度	7回	28年度	6回	29年度	0回	30年度	1回																								
	27年度	7回																																
28年度	6回																																	
29年度	0回																																	
30年度	1回																																	
	市民グループの支援・育成	<p>古布再生講習会、裂き織り講習会、古布再生作品展、生ごみ堆肥化講習会及び狛江おもちゃ病院などの市民グループの活動を支援した。</p> <p>ごみ減量の推進のため、新たな市民グループの活動支援を充実する。</p> <p>◆裂き織り講習会及び勉強会</p> <table border="1"> <tr> <td>27年度</td> <td>32回</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>32回</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>19回</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>26回</td> </tr> </table> <p>◆古布再生講習会実施回数</p> <table border="1"> <tr> <td>27年度</td> <td>61回（198人）</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>70回（127人）</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>48回（140人）</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>66回（100人）</td> </tr> </table> <p>◆生ごみ堆肥化講習会実施回数</p> <table border="1"> <tr> <td>27年度</td> <td>10回（20人）</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>7回（24人）</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>6回（18人）</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>6回（22人）</td> </tr> </table> <p>◆こまえおもちゃ病院開設回数</p> <table border="1"> <tr> <td>27年度</td> <td>23回（420人）</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>21回（425人）</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>15回（306人）</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>22回（380人）</td> </tr> </table>	27年度	32回	28年度	32回	29年度	19回	30年度	26回	27年度	61回（198人）	28年度	70回（127人）	29年度	48回（140人）	30年度	66回（100人）	27年度	10回（20人）	28年度	7回（24人）	29年度	6回（18人）	30年度	6回（22人）	27年度	23回（420人）	28年度	21回（425人）	29年度	15回（306人）	30年度	22回（380人）
27年度	32回																																	
28年度	32回																																	
29年度	19回																																	
30年度	26回																																	
27年度	61回（198人）																																	
28年度	70回（127人）																																	
29年度	48回（140人）																																	
30年度	66回（100人）																																	
27年度	10回（20人）																																	
28年度	7回（24人）																																	
29年度	6回（18人）																																	
30年度	6回（22人）																																	
27年度	23回（420人）																																	
28年度	21回（425人）																																	
29年度	15回（306人）																																	
30年度	22回（380人）																																	

	<p>学習機会の充実</p>	<p>◆施設見学</p> <table border="1" data-bbox="754 168 1190 329"> <tr><td>27年度</td><td>18団体(755人)</td></tr> <tr><td>28年度</td><td>19団体(629人)</td></tr> <tr><td>29年度</td><td>18団体(710人)</td></tr> <tr><td>30年度</td><td>19団体(498人)</td></tr> </table> <p>◆まなび講座(清掃課関連)</p> <table border="1" data-bbox="754 405 1190 566"> <tr><td>27年度</td><td>0件</td></tr> <tr><td>28年度</td><td>4件</td></tr> <tr><td>29年度</td><td>3件</td></tr> <tr><td>30年度</td><td>3件</td></tr> </table> <p>小学生、保育園児などの幼少期の者に対するビン・缶リサイクルセンターの見学実施により、ごみや環境問題を自分のこととして取り組むように学習する機会を充実していく。</p>	27年度	18団体(755人)	28年度	19団体(629人)	29年度	18団体(710人)	30年度	19団体(498人)	27年度	0件	28年度	4件	29年度	3件	30年度	3件
27年度	18団体(755人)																	
28年度	19団体(629人)																	
29年度	18団体(710人)																	
30年度	19団体(498人)																	
27年度	0件																	
28年度	4件																	
29年度	3件																	
30年度	3件																	
	<p>情報交流・普及啓発の充実</p>	<p>◆こま eco 通信発行状況</p> <table border="1" data-bbox="762 795 1262 974"> <tr><td>27年度</td><td>5月、11月、2月</td></tr> <tr><td>28年度</td><td>5月、11月、2月</td></tr> <tr><td>29年度</td><td>5月、11月、2月</td></tr> <tr><td>30年度</td><td>5月、11月、2月</td></tr> </table> <p>発行部数は、27年度は各45,000部。28年度は各46,000部、29年度は各46,000部、30年度は各47,000部。</p> <p>市民参加によるごみ組成分析を毎年実施している。平成28年度からは、不燃ごみの組成分析を新たに実施した。平成29年度は、年末に搬入物検査を実施した。</p>	27年度	5月、11月、2月	28年度	5月、11月、2月	29年度	5月、11月、2月	30年度	5月、11月、2月								
27年度	5月、11月、2月																	
28年度	5月、11月、2月																	
29年度	5月、11月、2月																	
30年度	5月、11月、2月																	
	<p>活動拠点の整備</p>	<p>狛江市ビン・缶リサイクルセンターにおいて、古布再生・生ごみ堆肥化講習会・おもちゃ病院を開催した。</p>																
<p>制度化による仕組みづくり</p>	<p>拡大生産者責任の制度化の必要性</p> <p>各種リサイクル制度の改善</p> <p>廃棄物処理の適正化対策</p> <p>環境に配慮した行動の推進</p>	<p>東京都市長会を通じ、国に要請した。</p> <p>東京都市町村清掃協議会を通じて都から国へ要望した。</p> <p>狛江市薬剤師会で実施している使用済み注射針回収事業を継続していく。</p> <p>庁用車の運転は、アイドリングをしないことと、急のつく操作を避けることなどにより温暖化ガス発生を抑制するとともに、製品の延命化に努力した。</p>																

消費行動を通じた仕組みづくり	ごみを持ち込まない消費行動の普及	◆1日1人当たりの排出量(可燃ごみ) <table border="1"> <tr><td>27年度</td><td>447.50g</td></tr> <tr><td>28年度</td><td>439.90g</td></tr> <tr><td>29年度</td><td>438.03g</td></tr> <tr><td>30年度</td><td>433.86g</td></tr> </table>	27年度	447.50g	28年度	439.90g	29年度	438.03g	30年度	433.86g
	27年度	447.50g								
28年度	439.90g									
29年度	438.03g									
30年度	433.86g									
環境学習を通じたごみ減量意識の向上・促進	◆施設見学 <table border="1"> <tr><td>27年度</td><td>18団体(755人)</td></tr> <tr><td>28年度</td><td>19団体(629人)</td></tr> <tr><td>29年度</td><td>18団体(710人)</td></tr> <tr><td>30年度</td><td>19団体(498人)</td></tr> </table>	27年度	18団体(755人)	28年度	19団体(629人)	29年度	18団体(710人)	30年度	19団体(498人)	
27年度	18団体(755人)									
28年度	19団体(629人)									
29年度	18団体(710人)									
30年度	19団体(498人)									
販売店との協力体制の推進	販売店の取り組みの現状把握	平成29年度SNSに掲載した。								
	発生抑制・減量化についての協定	未実施								
	拠点回収の維持・継続	◆拠点回収実施状況 <table border="1"> <tr><td>27年度</td><td>21か所</td></tr> <tr><td>28年度</td><td>35か所</td></tr> <tr><td>29年度</td><td>44か所</td></tr> <tr><td>30年度</td><td>43か所</td></tr> </table>	27年度	21か所	28年度	35か所	29年度	44か所	30年度	43か所
	27年度	21か所								
	28年度	35か所								
29年度	44か所									
30年度	43か所									
ペットボトル回収協力店の維持・継続	◆回収協力店状況 <table border="1"> <tr><td>27年度</td><td>19店舗</td></tr> <tr><td>28年度</td><td>19店舗</td></tr> <tr><td>29年度</td><td>19店舗</td></tr> <tr><td>30年度</td><td>19店舗</td></tr> </table>	27年度	19店舗	28年度	19店舗	29年度	19店舗	30年度	19店舗	
27年度	19店舗									
28年度	19店舗									
29年度	19店舗									
30年度	19店舗									
トレー等の店頭回収の促進	平成29年度SNSに掲載した。									
多様なリサイクルルートの確保	資源物集団回収事業	◆実施団体数 <table border="1"> <tr><td>27年度</td><td>121団体</td></tr> <tr><td>28年度</td><td>122団体</td></tr> <tr><td>29年度</td><td>125団体</td></tr> <tr><td>30年度</td><td>125団体</td></tr> </table>	27年度	121団体	28年度	122団体	29年度	125団体	30年度	125団体
	27年度	121団体								
	28年度	122団体								
29年度	125団体									
30年度	125団体									
生ごみ	◆小型生ごみ処理容器(ベランダ de キューロ・ミニ)のモニター募集 <table border="1"> <tr><td>29年度</td><td>10件</td></tr> <tr><td>30年度</td><td>42件</td></tr> </table>	29年度	10件	30年度	42件					
29年度	10件									
30年度	42件									
植木せん定枝	◆収集量 <table border="1"> <tr><td>27年度</td><td>133,382kg</td></tr> <tr><td>28年度</td><td>128,424kg</td></tr> <tr><td>29年度</td><td>113,880kg</td></tr> <tr><td>30年度</td><td>100,181kg</td></tr> </table>	27年度	133,382kg	28年度	128,424kg	29年度	113,880kg	30年度	100,181kg	
27年度	133,382kg									
28年度	128,424kg									
29年度	113,880kg									
30年度	100,181kg									

<p>多様なリサイクルルートの確保</p>	<p>各種リサイクル</p>	<p>使用済み小型家電イベント実験回収や資源物の排出方法などについて、ごみ・リサイクルカレンダーや広報こまえ、市ホームページ、ツイッターや掲示板での情報提供によりお知らせした。平成 30 年度よりガラス・陶磁器の資源回収を開始した。</p> <p>◆小型家電の収集量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>イベント</th> <th>窓口</th> <th>ピックアップ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27 年度</td> <td>20, 202 kg</td> <td>222. 43 kg</td> <td>49, 190 kg</td> </tr> <tr> <td>28 年度</td> <td>18, 631 kg</td> <td>253. 24 kg</td> <td>40, 820 kg</td> </tr> <tr> <td>29 年度</td> <td>19, 459 kg</td> <td>281. 29 kg</td> <td>40, 450 kg</td> </tr> <tr> <td>30 年度</td> <td>21, 732 kg</td> <td>322 kg</td> <td>43, 311 kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆ガラス・陶磁器の収集量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ガラス</th> <th>陶磁器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30 年度</td> <td>14, 360 kg</td> <td>41, 250 kg</td> </tr> </tbody> </table>		イベント	窓口	ピックアップ	27 年度	20, 202 kg	222. 43 kg	49, 190 kg	28 年度	18, 631 kg	253. 24 kg	40, 820 kg	29 年度	19, 459 kg	281. 29 kg	40, 450 kg	30 年度	21, 732 kg	322 kg	43, 311 kg		ガラス	陶磁器	30 年度	14, 360 kg	41, 250 kg												
	イベント	窓口	ピックアップ																																					
27 年度	20, 202 kg	222. 43 kg	49, 190 kg																																					
28 年度	18, 631 kg	253. 24 kg	40, 820 kg																																					
29 年度	19, 459 kg	281. 29 kg	40, 450 kg																																					
30 年度	21, 732 kg	322 kg	43, 311 kg																																					
	ガラス	陶磁器																																						
30 年度	14, 360 kg	41, 250 kg																																						
	<p>組成分析調査による検討</p>	<p>◆組成分析委託</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>可燃</th> <th>不燃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27 年度</td> <td>1 回</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>28 年度</td> <td>1 回</td> <td>1 回</td> </tr> <tr> <td>29 年度</td> <td>1 回</td> <td>1 回</td> </tr> <tr> <td>30 年度</td> <td>1 回</td> <td>1 回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 28 年度から不燃の組成分析実施</p> <p>市民</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>可燃</th> <th>不燃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27 年度</td> <td>1 回</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>28 年度</td> <td>1 回</td> <td>1 回</td> </tr> <tr> <td>29 年度</td> <td>1 回</td> <td>1 回</td> </tr> <tr> <td>30 年度</td> <td>1 回</td> <td>1 回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 28 年度から不燃の組成分析実施</p> <p>◆資源物 可燃ごみ中の古紙混入割合</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>27 年度</td> <td>7. 0%</td> </tr> <tr> <td>28 年度</td> <td>14. 8%</td> </tr> <tr> <td>29 年度</td> <td>5. 6%</td> </tr> <tr> <td>30 年度</td> <td>12. 1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※組成分析結果より</p> <p>◆プラスチック クリーンセンター多摩川でサーマルリサイクルを実施</p>		可燃	不燃	27 年度	1 回	—	28 年度	1 回	1 回	29 年度	1 回	1 回	30 年度	1 回	1 回		可燃	不燃	27 年度	1 回	—	28 年度	1 回	1 回	29 年度	1 回	1 回	30 年度	1 回	1 回	27 年度	7. 0%	28 年度	14. 8%	29 年度	5. 6%	30 年度	12. 1%
	可燃	不燃																																						
27 年度	1 回	—																																						
28 年度	1 回	1 回																																						
29 年度	1 回	1 回																																						
30 年度	1 回	1 回																																						
	可燃	不燃																																						
27 年度	1 回	—																																						
28 年度	1 回	1 回																																						
29 年度	1 回	1 回																																						
30 年度	1 回	1 回																																						
27 年度	7. 0%																																							
28 年度	14. 8%																																							
29 年度	5. 6%																																							
30 年度	12. 1%																																							

多様なリサイクルルート の確保	組成分析調査による 検討	<p>◆発火物 回収量</p> <table border="1"> <tr><td>27年度</td><td>22,220kg</td></tr> <tr><td>28年度</td><td>22,020kg</td></tr> <tr><td>29年度</td><td>22,670kg</td></tr> <tr><td>30年度</td><td>21,960kg</td></tr> </table> <p>◆有害ごみ 回収量</p> <table border="1"> <tr><td>27年度</td><td>20,810kg</td></tr> <tr><td>28年度</td><td>20,230kg</td></tr> <tr><td>29年度</td><td>19,590kg</td></tr> <tr><td>30年度</td><td>22,290kg</td></tr> </table>	27年度	22,220kg	28年度	22,020kg	29年度	22,670kg	30年度	21,960kg	27年度	20,810kg	28年度	20,230kg	29年度	19,590kg	30年度	22,290kg
	27年度	22,220kg																
28年度	22,020kg																	
29年度	22,670kg																	
30年度	21,960kg																	
27年度	20,810kg																	
28年度	20,230kg																	
29年度	19,590kg																	
30年度	22,290kg																	
	不法投棄対策	<p>◆指導件数</p> <table border="1"> <tr><td>27年度</td><td>2件</td></tr> <tr><td>28年度</td><td>2件</td></tr> <tr><td>29年度</td><td>2件</td></tr> <tr><td>30年度</td><td>0件</td></tr> </table>	27年度	2件	28年度	2件	29年度	2件	30年度	0件								
27年度	2件																	
28年度	2件																	
29年度	2件																	
30年度	0件																	
安定的な中間処 理体制の推進	粕江市ビン・缶リサイ クルセンター	◆修繕箇所																
		27年度	供給コンベヤアンダーカバー修繕、 スチールプレス刃物交換、アルミプ レス機刃物交換、コンテナ修繕、ビ ン選別ローラコンベヤ修繕等															
		28年度	計量器操作ボックス交換修繕、アル ミ選別コンベヤベルト交換修繕、ビ ン選別ローラコンベヤ修繕、コンテ ナ修繕、アルミコンベヤリターンロ ーラ修繕、ガラス扉フロアレンジ交 換、トイレ・洗面所水栓取替工事、 誘導灯交換、ホッパー地下部塗装 修繕等															
		29年度	スチールプレス機ライナー交換、アル ミプレス機ライナー交換、コンテ ナ修繕、供給コンベヤベルト修繕、 脱臭機ネット交換修繕、計量システ ム改修、箱洗浄機撤去修繕															
		30年度	スチールプレス機（油圧系修繕・押 し箱交換）、コンテナ修繕、磁選機ベ ルト交換修繕、スチールプレス機 （作動油交換・刃物交換・シリンダ ーパッキン交換）、キュービクル漏電 リレー交換、屋上排水詰まり除去															
稼働時間とともに消耗、又は劣化する部品を、 寿命の到達前に適切に保守することで、滞りなく 資源化処理を行っていく。																		

安定的な中間処理体制の推進	クリーンセンター多摩川	◆スラグ発生・使用量																		
		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">27年度</td> <td>発生量</td> <td>718.68t</td> </tr> <tr> <td>使用量</td> <td>96.24t</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">28年度</td> <td>発生量</td> <td>237.85t</td> </tr> <tr> <td>使用量</td> <td>118.72t</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">29年度</td> <td>発生量</td> <td>0.00t</td> </tr> <tr> <td>使用量</td> <td>0.00t</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">30年度</td> <td>発生量</td> <td>0.00t</td> </tr> <tr> <td>使用量</td> <td>0.00t</td> </tr> </table> <p>※灰溶融処理施設の運転を平成28年7月末で停止。</p>	27年度	発生量	718.68t	使用量	96.24t	28年度	発生量	237.85t	使用量	118.72t	29年度	発生量	0.00t	使用量	0.00t	30年度	発生量	0.00t
27年度	発生量	718.68t																		
	使用量	96.24t																		
28年度	発生量	237.85t																		
	使用量	118.72t																		
29年度	発生量	0.00t																		
	使用量	0.00t																		
30年度	発生量	0.00t																		
	使用量	0.00t																		
埋立処分ゼロの維持	東京たま広域資源循環組合	◆エコセメント化施設搬入量 (狛江市分のみ)																		
		<table border="1"> <tr> <td>27年度</td> <td>474t</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>1,312t</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>1,551t</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>1,551t</td> </tr> </table> <p>◆埋立量 (狛江市分のみ)</p> <table border="1"> <tr> <td>27年度</td> <td>0t</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>0t</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>0t</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>0t</td> </tr> </table>	27年度	474t	28年度	1,312t	29年度	1,551t	30年度	1,551t	27年度	0t	28年度	0t	29年度	0t	30年度	0t		
27年度	474t																			
28年度	1,312t																			
29年度	1,551t																			
30年度	1,551t																			
27年度	0t																			
28年度	0t																			
29年度	0t																			
30年度	0t																			

し尿処理計画

し尿処理施設	クリーンセンター多摩川し尿処理施設	◆し尿処理量															
		<table border="1"> <tr> <td>27年度</td> <td>72.8kl</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>68.1kl</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>55.3kl</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>61.0kl</td> </tr> </table>	27年度	72.8kl	28年度	68.1kl	29年度	55.3kl	30年度	61.0kl							
27年度	72.8kl																
28年度	68.1kl																
29年度	55.3kl																
30年度	61.0kl																
収集運搬体制	し尿処理人口	◆汲取り人口															
		<table border="1"> <tr> <td>27年度</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>0人</td> </tr> </table>	27年度	0人	28年度	0人	29年度	0人	30年度	0人							
27年度	0人																
28年度	0人																
29年度	0人																
30年度	0人																
	汲取り処理量	◆仮設トイレのし尿処理量・汲取り件数															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>し尿処理量</th> <th>汲取り件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27年度</td> <td>72.8kl</td> <td>426件</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>68.1kl</td> <td>369件</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>55.3kl</td> <td>295件</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>61.0kl</td> <td>329件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※27年度は花火大会実施</p>		し尿処理量	汲取り件数	27年度	72.8kl	426件	28年度	68.1kl	369件	29年度	55.3kl	295件	30年度	61.0kl	329件
	し尿処理量	汲取り件数															
27年度	72.8kl	426件															
28年度	68.1kl	369件															
29年度	55.3kl	295件															
30年度	61.0kl	329件															